

横浜市営バス交通安全 DVD 貸出しのルールについて

(目的)

第1条

横浜市営バス交通安全 DVD 貸出しにあたっては、交通安全啓発活動（啓発イベント、講習、研修等）を目的とした使用に限り、DVD の貸出しを無償で行う。

(貸出し期間)

第2条

貸出し期間は2週間以内を原則とする。

ただし、正当な理由が発生した場合については、期間を延長することを妨げない。

(貸出し方法)

第3条

(1) 貸出しにあたっては、住所・団体名及び氏名・電話番号・貸出し期間・使用目的について、交通局運輸課に申し出るものとする。その際に身分証明書により申込者の本人確認を行う。

(2) 貸出しにあたっては、横浜市営バス交通安全 DVD 貸出申請書（第1号様式）に必要事項を記入し交通局運輸課に提出するものとする。

(3) 貸出し、返却は交通局運輸課窓口で直接行うか郵送での受け渡しとする。郵送の場合、追跡可能な方法に限り、往復の送料は申込者負担とする。ただし、正当な理由が発生した場合については、交通局運輸課が判断する。

(禁止事項)

第4条

活用については第1条（目的）の範囲内に限定し、次の事項を禁止する。

(1) 交通局以外のホームページ等の広報媒体に掲載し活用すること

(2) DVD の複写及び転貸

(3) 営利目的のイベント等で活用すること

(4) その他、第1条（目的）の趣旨に反する一切の事項

(汚損、損耗)

第5条

汚損、損耗があった場合は、すみやかに交通局運輸課に申し出るものとする。

なお、原状回復については、原則、貸出した DVD に相当する現物を交通局運輸課に返却するものとする。

(その他)

第6条

前述以外の貸出しに係る一切の事項については、交通局運輸課が定める。

附 則

このルールは、令和2年10月1日から適用する。